

議案第43号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年小田原市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会の項中「小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会」を「小田原市下水道施設包括的維持管理業務事業者選定委員会」に、「下水道管路包括的維持管理業務を」を「下水道施設包括的維持管理業務を」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

(理由)

下水道事業における包括的維持管理業務に係る委託の対象範囲を拡大することに伴い、附属機関の名称及び設置目的を変更するため提案するものであります。